

(件名) 県議会に「原発問題等に関する特別委員会」の設置を求める件

(陳情の趣旨)

今年4月28日、九州電力の池辺和弘社長が、川内原発1・2号機について「運転延長の可否を判断するための特別点検を検討したい」と表明しました。原発の運転期間は40年と定められていますが、例外として、1回だけ最大20年延長することが可能です(原子炉等規制法43条の3の32)。

池辺社長は「運転延長についてまだ何も決めていない」と述べましたが、「特別点検」は運転延長申請に必要な不可欠であり(「実用炉規則113条」および「運転延長認可運用ガイド3.1(1)」)、九電が川内原発の運転延長に乗り出したことは明らかです。

川内原発1号機の40年運転満了日は2024年7月3日、2号機は25年11月27日です。1号機を運転延長したければ満了日の1年前、23年7月4日までに申請しなければなりません。期限はあと2年に迫っています。

20年延長の問題は多岐にわたります。①経年劣化した老朽原発の危険性、②使用済み核燃料プールはあと10年足らずで満杯となるとみられますが、20年延長すれば使用済み核燃料をどう保管するのかという問題、③原発を動かす限り日常的に放出されている放射能による健康被害の問題、④温排水による原発周辺海域の自然環境破壊と漁業被害の問題、⑤川内原発付近の活断層が中央構造線活断層と連なっている問題、⑥伊方原発が停止命令を受けた火山灰評価の問題、⑦原発に依存しない鹿児島県の経済をどうつくるかという問題——などなど。これらの問題は複数の部局にまたがっており、総合的なしかも突っ込んだ議論をする場所が求められています。

また、県の設置した専門委員会に任せてしまうのではなく、県民代表の議会として、この先の県民の安心・安全な生活と環境をまもるために積極的に十分な議論をすることが求められています。1号機の延長申請期限をにらめば、その議論の場を早急につくる必要があります。

県議会にかつて設置されていた「原子力安全対策等特別委員会(原特委)」は、14年11月の臨時県議会で川内原発の再稼動同意が可決されたことから、「一定の役割を果たした」として、15年6月の議会運営委員会で異例の採決の結果、「廃止」が決まりました。県議会において原発問題を集中して議論する場が失われたのです。

今こそ「原発問題等に関する特別委員会」を設置し、20年延長問題を集中して、しかも総合的に議論してください。県議会として原発問題・エネルギー問題に議論を尽くし、情報発信力を高め、また九州電力や再生可能エネルギー発電企業、さらに県当局への監視力を発揮するべきです。

上記の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

一、県議会に「原発問題等に関する特別委員会」を設置し、原発問題・エネルギー

一問題およびそれらに関連する社会的・経済的・環境的などの諸問題について、集中的，総合的に掘り下げた議論をすること。

以上